

港湾計画及び海岸保全基本計画に位置づけられている未着工施設※のうち、必要性・緊急性、政策との整合性、関係者との調整状況並びに予算の状況を勘案して選定。

① 必要性・緊急性

(例)・ 貨物量増大への対応

- ・ 大規模地震・津波対策
- ・ 施設の老朽化の度合い
- ・ 周辺企業の新たな立地、立地企業の生産機能の増強 等

② 政策との整合性

(例)・ 東日本大震災からの復興加速

- ・ 国民の安全・安心の確保(老朽化対策の推進、大規模地震・津波対策等)
- ・ 経済・地域の活性化(国際コンテナ物流網の強化、資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成、地域経済を支える港湾機能の強化等)

③ 関係者との調整状況

(例)・ 利用企業との調整

- ・ 直轄事業負担金の負担者である港湾管理者、海岸管理者との調整

※ 計画への位置づけの手続き中のものを含む。

(参考)

- ・ 港湾計画に位置づけられていて、未着工の岸壁については、水深7.5m以上のもので約300施設ある。
- ・ 海岸保全基本計画に位置づけられていて、東海・東南海・南海地震等の発生が懸念される地域については、港湾局所管で約300海岸ある。



平成26年度新規事業候補として今回お諮りしたい事業

<港湾整備事業>

- ① 釧路港 国際物流ターミナル整備事業
- ② 東京港 臨港道路整備事業(南北線)
- ③ 三河港 ふ頭再編改良事業
- ④ 東予港 複合一貫輸送ターミナル整備事業

- ⑤ 那覇港 臨港道路整備事業(若狭港町線)

<海岸事業>

- ⑥ 指宿港海岸 直轄海岸保全施設整備事業

※他に「相馬港 航路・泊地整備事業」を平成26年度新規事業箇所として計上(平成25年12月に事業評価実施済)。

平成26年度新規事業候補 位置図

